心ときめく！春の四国へ出かけよう♪

北見市・高知市

姉妹都市提携40周年記念 市民訪問団ツアー

高知再発見と道後温泉をめぐる4日間

梅や早咲きの桜が楽しめるベストシーズン！

心ときめく！絶景・歴史・温泉・グルメをたっぷり満喫！

～姉妹都市提携40周年を記念して～

北見市・高知市姉妹都市提携40周年記念事業実行委員会　実行委員長　戸田 龍一

北見市と高知市は、北光社移民団による開拓の歴史を縁に、昭和61年に姉妹都市提携を結び、本年40周年を迎えました。
この記念すべき節目に、両市の友好をさらに深め、高知をはじめ四国の歴史や文化に触れる市民訪問団ツアーを企画いたしました。
ぜひ多くの皆様にご参加いただきますよう、ご案内申し上げます。

旅行期間　2027年2月15日(月)～2月18日(木)　3泊4日

旅行代金（おひとり様）
2～6名1室　169,900円
1名1室　195,900円
（高知は2～3名1室利用となります）

募集人員：50名（最少催行人員25名）
添　乗　員：同行します！
食事条件：朝食3回・昼食3回・夕食3回（式典・祝賀会会費含む）
利用航空会社 JAL 日本航空エコノミークラス


佐川町の町並み


桂浜


松山城


四万十川の風景


道後温泉本館※



ひろめ市場

写真は季節・料理イメージを含みます。※道後温泉本館は温泉街イメージ（入浴料別途）。

ひろめ市場
夕食クーポン付！
3,000円分
1日目の夕食に

1日目　2/15 (月)

北見駅南プロムナード
7:20　集合・出発式 バスにて
7:45　発 → 女満別空港8:25着
9:25　女満別発 JAL562
11:25　羽田着（自由昼食）
13:35　羽田発 JAL495
15:00　高知龍馬空港着
15:30　空港より専用バス
16:10～16:50　桂浜
坂本龍馬像・自由散策



17:15～17:50　五台山
ソラミアンにて展望・鑑賞
18:15　ホテル着

夕食はひろめ市場へ！
3,000円のクーポン付

2日目　2/16 (火)

8:30　ホテル出発
8:50～9:20　土佐神社
パワースポット参拝・御朱印を！
10:20～11:10　司牡丹酒造
蔵元見学
11:20～12:20　大正軒
老舗店でうな重の昼食


うな重（料理イメージ）

12:30～13:20　牧野公園
バイカオウレン等を鑑賞
ガイド案内付！
13:30～14:20　道の駅佐川
まきのさんの道の駅でお買物
15:20～15:40　はりまや橋
15:50～16:40
高知城歴史博物館
16:50　ホテル着
18:00　三翠園 記念式典・祝賀会

3日目　2/17 (水)

8:00　ホテル出発
10:30～11:05
四万十川・佐田沈下橋
清流の風景をのんびり散策


四万十川・佐田沈下橋付近の風景

12:35～13:55　南楽園
梅まつり鑑賞と昼食
宇和島鯛めしをどうぞ！
14:20～15:00　天赦園
日本庭園を見学
15:45～16:25　臥龍山荘
大洲の名建築を見学
17:30　道後温泉ホテル着
道後プリンスホテル
夕食は和会席膳
温泉をたっぷり満喫♪

4日目　2/18 (木)

8:30　ホテル出発
9:00～　松山城
ロープウェイで天守へ
松山市街を一望！



10:45～11:15　萬翠荘
国の重要文化財を見学
11:30～12:30　昼食
松山で五色そうめん



13:00　松山空港着
14:10　松山発 JAL436
15:35　羽田着
17:30　羽田発 JAL569
19:20　女満別着 → 北見20:30頃
バスにて

ご利用ホテル❶（2/15から2泊）



ANAクラウンプラザ高知（洋室）
高知市の中心に位置する
上質なシティホテル。
快適な客室と充実の設備で
ゆったりとお過ごしいただけます。

ご利用ホテル❷（2/17から1泊）



道後プリンスホテル（和室または洋室）
道後温泉の中心に位置するホテル。
自慢の温泉と多彩なお料理で
癒しのひとときをお楽しみ
いただけます。

旅行企画・実施
株式会社 アミッション エージェント
東京都知事登録旅行業 第2-6210号　全国旅行業協会 正会員

お申込みは裏面記載の申込先までお願いいたします
募集期間12/29締切となります。（尚、定員になり次第締切ます）

旅　行　条　件（要約）

必ずお読みください

1．募集型企画旅行契約
(1)この旅行は、(株)アミッションエージェント（以下「当社」という）が企画・募集する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約を締結することになります。
(2)契約の内容・条件は、下記によるほか、別途お渡しする旅行条件書（全文）、出発前にお渡しする「最終旅程表」と称す確定書面（以下「旅程表」という）及び当社旅行業約款募集型企画旅行契約の部（以下「当社約款」という）によります。

2．旅行のお申込みと契約の成立
(1)申込書に所定の事項を記入のうえ、おひとり様につき下記のお申込金を添えてお申込みいただきます。お申込金は旅行代金、取消料又は違約金のそれぞれの一部として取り扱います。
(2)当社は電話、郵便、ファクシミリ、インターネットによる旅行申込みを受付することがあります。この場合、予約の時点では契約は成立しておらず、当社が予約の承諾を通知した日の翌日から起算して3日以内に申込書と申込金を提出していただきます。この期間内に申込書と申込金を提出されない場合、当社はお申込はなかったものとして取り扱います。
(3)お申込み金0円

3．旅行代金のお支払
旅行代金は旅行出発日の前日からさかのぼって13日目にあたる日より前に（もしくは当社が指定する期日までに）お支払いください。

4. 旅行代金に含まれるもの
旅行日程に明示した利用運送機関の運賃・料金（注釈のないかぎりエコノミークラス）、宿泊代、食事代、各コースの特典、旅行取扱料金及び消費税等諸税。※上記諸費用はお客様の都合により、一部利用されなくても払い戻しはいたしません。

5．旅行契約内容の変更
当社は旅行契約締結後であっても、天災地変・戦乱・暴動・運送機関等のサービス提出の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施をはかるためにやむを得ないときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が当社の関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して旅行日程、旅行サービスの内容、その他の募集型企画旅行契約の内容を変更することがあります。

6. お客様による旅行契約の解除
(1)お客様は次に定める取消料をお支払いただくことにより、いつでも旅行契約を解除することができます。この場合すでに収受している旅行代金（あるいは申込金）から所定の取消料を差し引き払い戻しいたします。申込金でまかなえないときは、その差額を申し受けます。尚、契約解除のお申し出は、お申し込み箇所の営業時間内にお受け致します。お客様の都合で出発日及びコースの変更、人員減をされる場合も取消料の対象となります。

変更・取消日（契約解除の期日）	変更・取消料（お1人さま）
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって20日目にあたる日以降8日目にあたる日まで	旅行代金の20%又は旅行契約解除時の航空券取消料（表A）のいずれか大きい額以内
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目にあたる日以降2日目にあたる日まで	旅行代金の30%又は旅行契約解除時の航空券取消料（表A）のいずれか大きい額以内
旅行開始日の前日	旅行代金の40%又は旅行契約解除時の航空券取消料（表A）のいずれか大きい額以内
旅行開始日当日	旅行代金の50%又は旅行契約解除時の航空券取消料（表A）のいずれか大きい額以内
旅行開始後または無連絡不参加	旅行代金の100%

(2)お客様は次のいずれかに該当する場合は取消料なしで旅行契約を解除することができます。
a：第6項に基づく旅行契約内容の変更のとき。
b：第7項に基づき旅行代金が増額改訂されたとき。
c：天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機等のサービス提供の中止、官公署の命令その他の事由により旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。
d：当社の責に帰すべき事由により旅行日程に従った旅行実施が不可能になったとき。
(3)旅行開始後 a：お客様のご都合により途中で離団された場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払い戻しをいたしません。
b：旅行開始後であっても、お客様の責に帰さない事由により契約書面に従った旅行サービスの提供を受けられない場合には、お客様は、当該不可能になった旅行サービス提供に係わる部分の契約を解除することができます。この場合、当社は旅行代金のうち、不可能になった当該旅行サービスの提供に係る部分を払い戻しいたします。

7. 当社による旅行契約の解除及び催行の中止
(1)お客様が当社所定の第4項に規定する期日までに旅行代金を支払われないときは、当社は当該期日の翌日において旅行契約を解除することがあります。
(2)次のいずれかに該当する場合、当社は旅行契約を解除することがあります。
a：旅行者が当社があらかじめ明示した性別、年齢、資格、技能その他の参加旅行者の条件を満たしていないことが判明したとき。
b：旅行者が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められるとき。
c：旅行者が他の旅行者に迷惑を及ぼし、又は団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められるとき。
d：旅行者が、契約内容に関し合理的な範囲を超える負担を求めたとき。
e：旅行者の数が契約書面に記載した最少催行人員に達しなかったとき。
f：天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。
g：旅行者が、標準旅行業約款 募集型企画旅行契約の部 第七条第五号から第七号までのいずれかに該当することが判明したとき。

8. 添乗員
このコースは添乗員同行の旅行となります。

9. 当社の責任及び免責事項
(1)当社は、旅行契約の履行に当たって、当社又は当社の手配代行の故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、その損害を賠償いたします。
(2)お客様の次に例示するような事由により損害を被った場合は、上記の責任を負うものではありません。
a：天災地変、戦乱、暴動又はこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
b：運送・宿泊機関等のサービス提供の中止又はこれらのために生ずる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
c：官公署の命令、伝染病による隔離又はこれらのために生ずる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
d：自由行動中の事故
e：食中毒
f：盗難
g：運送機関の遅延、不通又はこれらによって生じる旅行日程の変更もしくは目的地滞在時間の短縮。
(3)手荷物について生じた本項(1)の損害については、同項の規定に係わらず、損害発生の翌日から起算して14日以内に当社に対して申し出があった場合に限り、おひとり様15万円を限度として賠償します。

10. 特別補償
(1)当社は、当社の責任が生ずるか否かを問わず、募集型企画旅行約款の特別補償規定により、お客様が当該旅行参加中に偶然かつ急激な外来の事故により、その生命、身体又は荷物に被った一定の損害について、あらかじめ定める額の補償金又は見舞金を支払います。但し、お客様の故意、または疾病又は自由行動中の危険な運転に起因する場合はこの限りではありません。
(2)当社が、本項(1)に基づく補償金支払義務と第12項により損害補償義務を重ねて負う場合であっても、一方の義務が履行されたときはその金額の限度において補償金支払義務・損害賠償義務とも履行されたものといたします。
(3)旅行日程中、当社の手配に係る運送・宿泊機関等のサービスの提供を受けない日に生じた事故及びお客様が被った損害には特別補償規定による補償金及び見舞金の支払いはされません。

11. 旅行条件・旅行代金の基準
この旅行条件の基準日及び旅行代金の基準日はパンフレットを明示した日となります。

12. その他の注意事項
(1)ご参加のお客様は、指定の集合時間・場所へお集まりください。定刻に集合されない場合は、無連絡不参加とみなしバスは出発をいたします。又、それ以降の交通等の手配はできかねる場合もございますので、ご了承ください。
(2)台風・降雪等の荒天・事故・交通渋滞等の道路事情、その他やむを得ぬ事由により、出発・到着時間が大幅に異なる場合があります。又、これらにより生じるタクシー、列車、宿泊代等の請求には一切応じられません。
(3)記載の航空運賃は団体包括旅行運賃又は、個人包括旅行運賃を利用しております。
(4)当社は、お客様が次のaからcまでの何れかに該当した場合は、旅行契約の締結に応じないことがあります（解除することがあります）。
a：お客様が暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業又は総会屋その他の反社会的勢力であると認められるとき。
b：お客様が当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為又はこれらに準じる行為を行ったとき。
c：お客様が風説を流布し、偽計を用い若しくは威迫を用いて当社の信用を毀損し若しくは当社の業務を妨害する行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。

13. 個人情報の取扱について
株式会社アミッションエージェント（以下「当社」という）は旅行申込みの際に提出された申込書に記載された個人情報について、お客様との間の連絡の為に利用させていただくほか、お客様がお申込みいただいたご旅行サービスの手配および受領のために必要な範囲内、当社の旅行契約上の責任、事故時の費用負担等を担保する保険の手続き上必要な範囲内、ならびに旅行先のお土産店でのお客様のお買い物の便宜のために必要な範囲内で、それら運送・宿泊機関等、保険会社、お土産店等に対し、お客様の氏名、性別、年齢、住所、電話番号、メールアドレスを電子的方法等で送付することにより提供いたします。お申込みいただく際には、これらの個人データの提供について、お客様に同意いただくものとします。このほか当社及び販売店ではキャンペーンのご案内や旅行参加後のご意見やご感想の提供のお願い、特典サービスの提供、統計資料の作成にお客様の個人情報を利用させていただくことがございます。

〈企　画・主　催〉 北見市・高知市姉妹都市提携40周年記念事業実行委員会（事務局：北見市役所 市民環境部 市民活動課）
〈旅行企画・実施〉 お申込み・お問合せ先

株式会社 アミッション エージェント
Amission Agent
北 見 営 業 所
TEL 0157-57-1911　FAX 0157-57-1899
〒090-0052　北見市北進町3-9-6 ハワイアンカフェオルハレ内
東京都知事登録旅行業第2-6210号　全国旅行業協会　正会員
総合旅行業務取扱管理者　中野 栄一　営業時間 9:00～15:00（定休日：木曜日）

アミッション エージェント　検索